

2017年12月15日

各 位

SOMPOケアネクスト株式会社
代表取締役社長 遠藤 健

SOMPOケア ラヴィーレ舟入に関する行政処分についてのお知らせ

本日、弊社が運営する広島県広島市中区舟入南4丁目1番3号所在の介護付有料老人ホーム「SOMPOケア ラヴィーレ舟入」は、介護保険法第77条第1項第5号および同法第115条の9第1項第9号により、広島市から同施設に対する3か月のご利用者さまの新規受入停止の行政処分に関する通知を受領しましたのでお知らせします。

同施設のご利用者さまおよびご家族の皆さまをはじめ、行政ならびに関係者の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、広島市の行政処分を真摯に受け止めるとともに、全職員に対してこれまで以上の社員教育の徹底、法令・企業倫理を遵守し安全管理の徹底に向けた取組みを更に強化し、再発防止に向けて全力で取り組む所存です。

記

1. 処分の理由について

1名 of 弊社元職員（介護職員）が、1名のご利用者さまの預金引出用カードを窃取し、当該ご利用者さまの預金を繰り返し不正に出金していたため

2. 行政処分の内容について

3か月間の新規受入停止 : 2018年1月1日～2018年3月31日
処分通知日 : 2017年12月15日

以 上